

1. 実務従事ポイントの基本について知ろう

- 診断士資格の更新登録のためには、**5年間で30日以上**、診断実務に従事することが要件となっています。診断実務従事1日につき1点のポイント制で「実務従事ポイント」などと言われます。
- 診断助言業務実績証明書には様式第18（勤務先等による証明）と**様式第19（診断先による証明）**があります。通常は様式第19を使用します。この他、窓口相談用に様式第20もあります。
- 様式第19の記入方法は、右記を参考にさせていただくか、東京協会「実務従事事業参加の手引き」などをご参照ください。
- ポイントの対象となるのは中小企業支援法に定める中小企業者のほか、社会福祉法人、NPO法人、医療法人等です。個人事業主や創業予定者も対象に含まれます。

(様式第19) (用紙の大きさは、日本工業規格A列4号)

診断助言業務実績証明書

自己の情報を記入

住所 東京都中央区銀座〇-〇
氏名 実務 一郎
昭和〇年〇月〇日生

この様式への日付の記入は、すべて和暦表記。

日付の記入漏れに留意

当社(当団体)は、下記のとおり上記の者から診断助言を受けたことを証明します。

令和2年1月26日

受診企業名
住所
Tel ()
代表者氏名

受診企業の代表者印(役職印)の押印を受けて下さい。また、個人事業主の場合は代表者の個人印です。

角印(=社印)は代表者印ではないためNG

診断助言業務実績	受診企業名(団体名)	実施年月日		実施日数	ポイント(点)
		開始日	終了日		
診断助言業務実績	ABC工業株式会社	令和1年12月10日	令和2年1月26日	6日	6
	診断企業名、実施年月日(開始日、終了日)、実施日数、ポイントを記載				
合計		令和1年12/10、12/20、12/25、令和2年1/10、1/20、1/26			6

余白に、上記のように実施日の年月日を記載してください。
※手書き可
※年度が跨る場合注意

合計欄の記入漏れに注意

2. 東京協会認定実務従事事業に参加しよう

- 東京協会では、指導員のインストラクションにより各自の資質の向上を図りつつ、診断実務に従事していただける「実務従事事業」を行っており、年間延べ数百名の方にご参加いただいています。
- 参加費は東京協会会員6,000円/1日、標準日数は6日間（6ポイント取得可能）です。
- 実務従事事業には、①マッチング会方式、②Webマッチング方式の2つの応募方法があります。
- ①**マッチング会方式**：春と秋の年2回、集中的に案件を提供するマッチング会を開催しています。多くの案件を比較検討して参加を決めることができることがメリットです。

次回の春のマッチング会は「スプリング・フォーラム2022」（4月9日(土) オンライン開催）の午前中に「リアルタイム配信案件説明会」を実施し、4月17日(日)にWebマッチングを行う予定です。

- ②**Webマッチング方式**：診断協会のシステムを使ってWeb上で応募する方法です。参加募集の都度、会員向けメールで案内があります。自宅等から効率的に申込できることがメリットです。

3. 東京協会の東京プロコン塾に参加して実務に従事しよう

- 東京協会の能力開発推進部が主管する東京プロコン塾では実務従事機会があります。プロコン塾で研鑽を深めるとともに、実践の場で日ごろの修練の成果をあげましょう。

名称	実務従事機会の内容	参加費	取得可能なポイント数
東京プロコン塾	夏から冬にかけて4社程度の実務従事を実施します。業種を製造、飲食、小売などに分散させ、塾生の好みに答えられるよう工夫しています。プロコン塾の延長として行うため、チームワークが抜群。塾での講義の成果を取り入れる事もでき、充実した実務従事になる事請け合いです。	通常の会費・参加費の中で参加可能	例年、4社程度の実務従事を行っております。各6ポイントの場合が多いですが従事内容により異なります。すべてに参加することも可能ですが、時期が重なるため2~3社が現実的な限界です。

4. 四区診断士会の活動に参加しよう

- 中央支部では地域支援活動強化を推進しており、文京区・千代田区・中央区・港区の四区診断士会との連携を進めています。四区診断士会の活動に参加して、例えば区の相談窓口の実務に従事した時は、様式第20（窓口相談業務従事証明書）による実務従事ポイントを取得することができます。

担当地域	診断士会名	事務局担当者	事務局メールアドレス
文京区	特定非営利活動法人 文京区中小企業経営協会	大嶋 碩郎	ohshima@piano.ocn.ne.jp
千代田区	一般社団法人 ちよだ中小企業経営支援協会 (ちよだ診断士会)	河合 史門	0116690801@jcom.home.ne.jp
中央区	特定非営利活動法人 東京都中央区中小企業経営支援センター（NPOちゅうおう経営支援）	守谷 元伸	npo-chuo-nyukai@googlegroups.com
港区	特定非営利活動法人 東京都港区中小企業経営支援協会（NPOみなと経営支援）	青木 平治	heiji@mve.biglobe.ne.jp

- 株式会社中央総合研究所（旧中央支会の総会決議で支会内部組織を法人化した会社）では四区診断士会の会員の方へ飲食店など身近な生活衛生関連事業者を対象とした経営相談案件の持ち込み機会を開放しています。企業内診断士の方も自身を指名して案件を持ち込み、実施することができます。

生衛業向けの無料経営相談を2店に利用していただきました。1社は「焼き豚」に特化しリブランディングした企業です。店舗では土日限定販売の行列店となっていますが、新たな経営拡大のため承認された経営革新計画を実践しています。ブランド豚の焼き豚をOEMで製造し、その冷凍商品を展開しています。当初経営革新計画のフォローアップ支援で伺いましたが、その後も補助金獲得、マーケティングなどの相談があったのでこの仕組みを使いました。小規模事業者持続化補助金採択後の実施報告書等もサポートしています。

もう1社は千代田区の飲食店サポートを実施したスープカレー店です。千代田区の飲食店サポートの後、さらに生衛業向けの無料経営相談を使って、千代田区チャレンジチェンジ小口応援補助金の採択や小規模事業者持続化補助金の申請サポートやイベント実施について、また店舗拡大についての経営相談等を実施しました。こちらもそれぞれ実施報告書等の相談も受けています。

飲食店は今大変厳しい状況にあり様々なサポートを必要としています。多くの機関の経営支援がありますが、他の機関の支援終了後のフォローにこの仕組みを利用するのも良いと思います。（佐藤裕二）

この専門家派遣は、厚生労働省所管の飲食業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業など18業種が対象です。私は飲食業支援を主としていますので、飲食業への訪問に利用しました。都内には小規模な飲食店も多く、無料で支援を行える当制度はお客様に非常に喜ばれます。また飲食業のアイドルタイムは限られており、窓口相談などにお客様が足を運ぶことが難しいため、訪問して直接現場に行くことができる制度は支援に有効だと思います。診断士からの持ち込み案件も対象となるため、東京都や各区の専門家派遣などで対応しさらに追加の派遣が必要な場合などにも、当初支援したほうの制度上問題なければ活用が可能です。報告書はA4一枚のフォーマットで初回支援のものに2回目の支援内容を追記する形ですので、作成の負担が少ないです。そのため本質的な支援に集中できるという点も当制度の魅力の一つだと思います。（金子敦彦）

5. 中央支部認定の研究会・マスターコースに参加して実務に従事しよう

- 中央支部認定の研究会・マスターコースでも実務従事機会を提供している例が数多くあります。
※原則として研究会・マスターコースからご提供いただいた情報をそのまま掲載しています。（原稿入稿順）

研究会

研究会名	実務従事機会の内容	参加費	取得可能なポイント数など
フレッシュ診断士研究会	実際の企業に経営革新の提案と経営革新計画承認を得るまでのことを、実際にやってもらうようになっています。実務従事の経験と経営革新計画承認の両方の経験が得られるように考えてやっています。	フレ研の延長線のMMMメソッドコースで提供	6ポイント程度
企業内診断士ビジネス連携研究会	各種補助金申請の代筆など	通常の会費・参加費の中で参加可能	各種補助金申請代筆1件につき、4ポイントなど。

マスターコース

マスターコース名	実務従事機会の内容	参加費	取得可能なポイント数など
pwmc/パラレルワーク・マスターコース	補助金申請支援実務、経営革新計画認定支援実務、経営力向上計画認定申請支援実務など	通常の会費・参加費の中で参加可能	1～10ポイント（本人がどれだけ案件を担当するか次第で変化）
売れる！人気プロ研修講師・コンサルタント養成講座	売れプロでは大手企業や優秀企業でも通用するコンサルメソッドを学ぶために、業界などで有名な企業などに、実際に業績向上につながるコンサルティング視点で実務実習しています。講義の中で2日間、それ以外に顧客訪問に2回、各チームの自主作業ミーティング、それ以外を自宅作業やメールでのやり取りで報告書を仕上げます。	通常の会費・参加費の中で参加可能	例年1企業の診断を行っており、10ポイントの取得の機会がある。
シナリオプランナー養成講座	企業へのシナリオ提供と戦略の検討及びワークショップの開催などを予定	通常の会費・参加費の中で参加可能	設立1年目が始まっており、機会を提供する予定ですが実績はまだありません。
ファッションビジネス・リデザイン支援マスターコース	対象企業からヒアリング・実地調査を経て「診断報告書」作成、報告会を行う。	通常の会費・参加費の中で参加可能	企業との接触日及び提案書作成に要した日数。
中小企業支援プロジェクトマネージャ養成コース	マスターコースの最終回に講義内容の実践の場として提供している。	通常の会費・参加費の中で参加可能	6ポイント
国際会計と財務戦略マスターコース	カリキュラムの中に診断実務（実務従事）を取り込み、カリキュラムの進行にあわせ、グループ作業にて診断実務のプロセスを実行していきます。診断先には、最初と最後だけでなく、途中のプロセスにおいても、意見確認し、いっしょに課題検討に取り組んでいただいています。テーマ（SDGs、ビジネスモデルなど）はこちらで設定し、診断先にあわせた提案を行います。	通常の会費・参加費の中で参加可能	9ポイント 年度により作業量が異なり、ポイントも若干増減する。過去の例では、9ポイント以上となっている。
稼げる！プロコン育成塾	当塾では、プロコンとして必要なコンサルティングの実践的スキルの習得を目的として、企業向けの診断実務をプログラムに取り入れております。診断先へのヒアリングや報告書作成、プレゼンテーションを通じて技術的なスキルを身に付けていくと共に、当塾の信条である「誠意・熱意・創意」を発揮することの大切さを学びます。	通常の会費・参加費の中で参加可能	例年1企業の診断を行っており、6ポイント以上の取得が可能なプログラムとなっています。
女性のビジネス支援マスターコース	カリキュラムの一貫として、受講者および当MCのOB/OGに提供。原則として女性起業家企業の診断を行う	通常の会費・参加費の中で参加可能	10ポイント程度。稼働日数に準じて取得する。
「新時代型」経営&チームコンサルティング実戦マスターコース	現役経営コンサルタントが実施している「チームコンサルティング」活動への参画機会を提供予定。基本的に企業内診断士を対象と想定していることから副業が可能であり、秘密保持契約の締結等が可能な参加者で十分に対応できると判断した選抜メンバーで活動予定。当初は経営コンサルタントの定例的な会議に参加し、個別案件の課題検討や資料作成などを行いつつ、クライアント訪問への同行なども行ってもらう。	通常の会費・参加費の中で参加可能	5ポイント程度は取得可能。中堅企業以上向けのチームコンサルは数か月に及ぶ。企業内診断士を対象とすることから活動時間の制約も鑑みて、範囲を限定した5日程度の参加を想定。
女性のビジネス支援マスターコース	OB・OGを含む希望者による診断チームが、2カ月程度をかけて本格的な診断・助言実務を行います。毎年度、チームの結束力が高く、同期・同窓の強いつながりになっています。	通常の会費・参加費の中で参加可能	例年1～2企業の診断を行い、取得実績は1企業当たり6ポイント～12ポイントです。
みんなのプロコン塾～活躍する診断士の王道、テオリア・メソッド！	①すべてチームワークで実施。②診断先の外部環境の洗い出しと訪問時の留意点・ヒアリングの着眼点を習熟。③外部環境分析をみんなで共有化、ヒアリングメモを練り上げて診断先を訪問、経営者ヒアリングと現場視察を実施。④SWOT分析やソリューションプロセスマップを作成、新ドメインや重要成功要因を決定。⑤アクションプランを作成、診断先から信頼感を得られる、現場で即戦力となる報告書を作成し報告。	通常の会費・参加費の中で参加可能	実際の企業を診断するので6ポイント以上のポイントが取得可能。経営者ヒアリングや報告会とは別に診断実習日として、12/10、11の合宿と、1/7、21、2/4、18の6日間を予定。
経営革新のコンサルティングアプローチ	マスターコース講座の事例のケーススタディとして新規事業開発支援、税理士法人事務所との連携による販路拡大、組織開発等の支援案件の獲得により、会員に実務従事機会を提供しております	通常の会費・参加費の中で参加可能	原則1プログラムで6ポイントをベースとして、従事期間が長くなる場合は実稼働でポイント取得機会を提供

6. ある程度経験を積んだら実習指導にチャレンジしよう

- ・実務補習、養成課程（登録養成課程）実習、実務従事の指導を行うことで実務従事ポイントを取得することができます。
- ・実務補習では様式第14、養成課程（登録養成課程）実習では様式第21による証明書が発行されます。実務従事の場合は、原則として診断先から様式第19による証明書を発行してもらいます
- ・実務補習では診断案件（5日間または7日間 ※ 1）**1件につき1名**、東京協会認定実務従事事業では案件（標準6日間）**1件につき2名**までの副指導員を任用できます。副指導員は様式第19による実績証明になります。
- ・実務補習指導員の登録要件は原則として独立またはコンサル会社勤務5年以上、東京協会認定実務従事事業の指導員の登録要件は原則として独立またはコンサル会社勤務3年以上です。
- ・実務補習副指導員の採用基準は原則として**診断士登録後3年以上**などです。東京協会認定実務従事事業の副指導員の登録要件は原則として**診断士登録後1年以上**などです。
- ・実務従事の指導（指導員・副指導員）については、登録後に東京協会「実務従事事業の手続・運営の手引き」をご参照ください。ダウンロードページ <https://www.t-smeca.com/practice-dl/>
※ 1：中小企業診断士実務補習制度の改定が予定されており、実務補習1社当たりの診断日数が7日間になる可能性があります。改正省令は令和4年度から施行される予定ですが、診断日数の変更がどの時点で行われるか、現段階では未定です。

実務従事の副指導員は事前登録制のため、上記のダウンロードページから指導員登録関連書式を用いて登録申請をすることができます。一方で実務補習の副指導員は都度任用制のため事前登録の仕組みがありません。実務従事支援部では今後、副指導員を希望する方が「予備登録」できる仕組みを整備する予定です。

7. 勤務先での活動が診断実務に該当する場合はそれを活用しよう

- ・勤務先での活動が診断実務に該当する場合があります。
 - ①取引先中小企業への支援業務（下請企業への指導、リテールサポート、関連会社への指導など）
 - ②勤務先が中小企業である場合の業務プロセス革新、経営革新、財務診断・改善提案などの活動
- ・実績証明書については、診断の内容に応じて様式第19または様式第18の発行を受けてください。
様式第19：取引先など診断先から発行を受ける場合、中小企業である自社の経営者に対して経営改善等の提案を行った場合
様式第18：コンサル会社勤務の場合、取引先等への診断活動について勤務先から証明を受ける場合

8. 自主的な活動で実務従事ポイントを取得しよう

- ・もちろん、自ら診断先を開拓して実務に従事すれば実務従事ポイントが取得できます。受験勉強仲間や実務補習や実務従事のチームで自主的に活動するケースもよく見られます。
- ・最近では副業・兼業を許可している企業も増えており、自主的な活動の枠は広がっています。
- ・また、診断士が立ち上げた企業や協同組合などに所属して活動するのも一つの方法です。

【コラム】もし海外勤務になったら・・・海外で実務に従事しよう！

- ・最近では海外で活躍する診断士も多くなっています。診断士資格の休止・協会の休会という手もありますが、海外からでも更新登録ができる方法があります。休止・休会の前にご検討ください。
- ・現在は理論政策更新研修がリモートネットワーク研修として実施されていて、海外からの受講が可能です。理論政策更新研修に代えて、年間2回、論文審査（指定テーマレポート）も実施されています。
- ・**国内中小企業の海外現地法人の事業所・店舗等に対する診断・助言も実務従事として認められます。**またリモートでの診断実務も認められていますので、国内中小企業の診断実務への従事も可能です。